

新型インフルエンザに関する対応について (8)

新学期を迎え、身近な所で新型インフルエンザの感染拡大が懸念されております。今後の対応については文科省や東京都からの通達を踏まえて、以下のように変更いたします。保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

● 臨時休業等の判断

臨時休業等は校内での感染者発生の様子をみて判断する。

● 健康観察のお願い

毎朝登校前の検温及び健康観察を行い、「37.5℃以上で咳・鼻水・のどの痛み・悪寒等の症状がある場合」は登校を見合わせ、病院等の受診をする。この場合、病院等の領収書などで受診が確認できる場合は欠席扱いとはしない。また同様の基準で学校が早退をさせた場合も、インフルエンザ疑いとして欠席扱いとはしない。

● 基礎疾患を有する場合

健康観察を十分に行い、早めに主治医に相談すること。同一学級に感染者が出た場合、学級閉鎖等になるまでの自主的な欠席は欠席扱いとしない。その場合、基礎疾患に関する事前の届け出や診断書を提出する。

● 感染が確認された場合

インフルエンザに感染した場合は速やかにクラス主任までご連絡下さい。解熱した場合も、個人の判断で再登校せず、医師の許可が出てから登校すること。後日学校発行の罹患証明書又は診断書を提出して下さい。

● 同居者が感染した場合

同居する家族が感染した場合、登校停止の対象としますのでクラス担任までご連絡下さい。この場合、感染した家族の病院等の領収書等が確認できる場合は欠席扱いとはしない。

● 部活動の中で感染が確認された場合

複数の部員から感染が認められた場合、発症前24時間以内に他の部員との接触があった場合、活動停止とする。

※今後の情報は、クラスの電話連絡網や本校ホームページにアップします。

(本校ホームページ <http://ikebukuro.rikkyo.ac.jp/>)